

おんが

遠賀中学校に

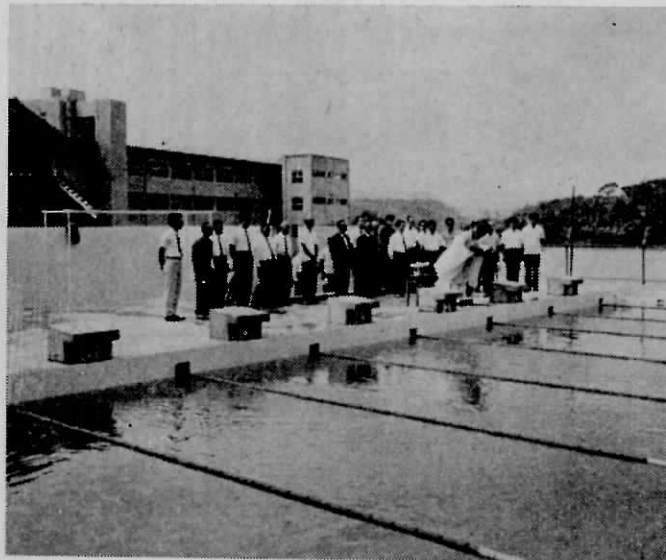
水泳プールが完成

9月11日盛大にプール開き

かねてから遠賀中学校校地内に建設中であつた「遠賀中学校水泳プール」が去る8月末に完成しました。

9月11日にはプール落成式を行い、八幡製鉄水泳部の黒佐監督、田中聡子選手など有名選手及び黒佐水泳教室の豆選手10名を迎えて模範泳法の披露などがあり盛大なプール開きが行なわれました。

これによって、町民および町当局多年の念願が叶い、水泳活動の場として広く町民に開放されますが、特に児童、生徒の水泳活動を通じての体位向上、或は水泳事故防止に寄与するところが大きいと思ひます。



工事の概要

- 1、プール規模
水面 十六m×二五m四〇〇㎡
水深 一m一・二m
- コース 7コース
- プールサイド
コンクリート大走及足洗、シャワー、洗眼場
- 2、附属設備
ボンプ室 四九・五九㎡
更衣室 十六・五三㎡
便所 十六・五三㎡
- 給水(町水道及井戸水)
- 排水設備、浄化減菌装置
- 3、建設費 五五〇万円
- 4、設計者 西島設計事務所
- 5、施工者 岡崎工業株式会社

発行所 遠賀町役場
編集発行 遠賀町庶務課
印刷所 印刷所
冷牟田印刷合資会社

おことわり
「遠賀町歴史年代表」その三は紙面の都合で次号に掲載させていただきます。

町民こそって参加を

第2回町民体育祭開催

10月9日 遠賀中学校で

広く町民の間に体育を振興し、スポーツ精神の高揚をはかり、健康で明るい町民生活の確立に寄与するため、昨年に引き続き第2回町民体育祭を開催いたしますので、町民皆様の多数参加をお願いします。

一、期日 10月9日(日)9時開会
一、会場 遠賀中学校
一、主催 遠賀町
遠賀町教育委員会
遠賀町体育協会

町民体育祭プログラム

順	種	目	参加者
1	マ	マスゲーム	婦人会
2	玉	玉入れ	戸主
3	玉	玉入れ	戸主
4	綱	綱引き	戸主
5	二	二千米	自由参加
6	二	二人三脚	青年男女
7	タ	タルころがし	区長、分館長、隣組長
8	徒	徒歩	自由参加
9	徒	徒歩	自由参加
10	徒	徒歩	自由参加
11	ケ	ケツ圧測定	自由参加
12	ア	アベツク競争	戸主、主婦
13	中	中学生体操	遠中生徒
14	小	小中学校々区リレー	小1、中3 男女
15	小	小中学校々区リレー	小1、中3 男女
16	青	青年リレー(女子予選)	各区青年
17	青	青年リレー(男子予選)	各区青年
18	ス	スポンレース	50才以上の者
19	フ	フォークダンス	青年と一般
20	【中	【中食】	
21	小	小学校鼓笛隊	浅木小学校
22	仮	仮装行列	自由参加
23	協	協力一斉	自由参加
24	障	障害物競争	婦人会
25	そ	そろ、そろ、急げ	青年男子
26	婦	婦人会リレー	40才以上男女
27	青	青年リレー(女子決勝)	婦人会
28	青	青年リレー(男子決勝)	婦人会

農業制度金融のあらまし

制度の趣旨仕組	資金種類	貸付対象事業	借受資格	融資限度額	融資率	貸付利率	貸付期間		融資機関 及びその他
							全期間	うち据置	
農業近代化資金	1号資金(建築物)	農舎、畜舎、農産物処理加工場病害防除施設、堆肥舎など。	農業を営む個人	○個人200万円 (特認 500万円)	原則として貸付対象事業費の80%	年 5.5%	12年(5)	3年(3)	遠賀郡農協
	2号資金(農機)	原動機、揚排水機、耕うん機防除機、加工用機など。	農業を営む法人	○団体、会社		(6.5%)	7年(10)	2年(2)	遠賀信用金庫
	3号資金(果樹植栽)	果樹、茶、桑、アスパラガスの植栽又は育成	〃 合名会社	1,000万円			15年(15)	3~7年	貸付率、貸付期間中の()は共同施設の場合に適用
	4号資金(家畜購入)	牛、馬、めん羊、山羊乳牛、豚など。	〃 合資会社	または			5年(5)	2年	
	5号資金(耕地防風)	耕地防風の造成	〃 有限会社	200万円×構成員			10年	2年	
	6号資金(小土地改良)	事業費が50万円以下の農地又は牧野の改良。	〃 株式会社	〇共同利用施設	5,000万円		5.0%	10年	2年
	7号資金(農村環境整備)	診療施設、農事放送施設、集会、研修施設、託児施設など。	〃 任意団体(農民3人以上)	農業協同組合			(6.5%)	15年 20年	3年
農業改良資金	技術導入資金	大型ビニール栽培、かんれいしや利用栽培、秋落水田改良、自給飼料増産、かん水技術改善	農業者及び農業者の団体	標準事業費の70%以内	—	無利子	2~3年	なし	1. 農業者は専業農家又は兼業農家であること。2. 資金は利用者であり、後継者育成は利用者が主とする。3. 借主と別個の部門を新に定める場合、県信連(農協)が保証条件とする。
	農家生活改善資金	1. 太陽熱利用温水装置、改良便所 2. 炊事場、食事場等の利用方法の改善 3. 共同炊事場施設、共同洗濯施設	同上	1. 2万円~4万5千円 2. 10万円 3. 35万円~70万円	事業費の70%	〃	1. 2~3年 2. 5年 3. 5年	なし	
	農業後継者育成資金	1. 部門別経営開始 2. 共同技術習得	1. 農村青年(20~30才) 2. 青少年グループ	1. 50万円 2. 6万円	100%	〃	1. 5年 2. 3年	1年 なし	
農業共同資金	事業資金	農業の共同化実施に必要な施設資金、運転資金	農業共同経営体 〃 利用経営体	500万円 追加の場合	事業費の80%	5.25%	10年	3年	農協(農協)が保証条件とする。
	育成資金	不振共同経営体の再建に必要な施設資金、運転資金	経営診断に基づく再建計画のあるもの	合計 1,000万円	100%				
農林漁業資金	果樹園営改良資金	果樹の新植、改植、育成の事業	農業を営む個人	個人 250万円 法人 1,000万円	事業費の80%	5.5%	25年	10年	農林公庫協
	畜産営繕資金	搾乳牛等の購入、農舎、畜舎、たい肥舎、畜産処理施設など。	〃 法人	個人(200~250万円) 法人(800~1,000万円)	〃	5.5%	15年	3年	知事の認定を受けた営繕費を必要とする。
	農地取得資金	農地、採草放牧地の取得	〃	個人 100万円 法人 400万円	100%	3.5%	25年	〃	
	未開地取得資金	未開地の取得(各種事業に適用)	〃	個人 100万円 法人 400万円	〃	3.5%	25年	〃	
	区画整理、開田、開畑、土壌改良、かんがい排水、農道など。	〃	〃	無制限	80%		補助 6.5% 非補助 3.5%	25年	〃
	農業施設、畜産施設、病院診療施設、農事放送施設など。	〃	〃	〃	〃		5.0~7.5%	20~30年	〃
農地の共同相続の譲受資金、災害資金、負債整理資金、医療資金など。	〃	〃	個人 30万円 法人 150万円	100%		5.0%	20年	〃	

「営農設計にそった資金計画の樹立を」

営農資金の種別並びに資金用途につきましては別表のとおりですが、まづ将来の構想にもとづく営農設計にそった資金計画の樹立が大切です。やむを得ずと性急に資金の借入れをされるむきがありますが、すぐに期待とおりの資金が借入れできるとは云えません。

特に最近では資金枠に限度がありますから農林漁業資金のように借入れが、申込されて一年以上になることがあります。とにかく借入れについては事前に周到な営農改善計画を樹てられ(団体営含む)効率的な資金利用をはかられることを希望します。

遺族年金、公務扶助料の法律が改正になりました

10月1日から施行

日華事変、大東亜戦争関係で戦死または病死した者の遺族に対する遺族年金や公務扶助料等に関する法律が改正され、昭和41年10月1日から施行されることになりましたので、この法律にあてはまる人は、役場で手続きをしてください。

なお、この法律にあてはまる人で昭和48年9月30日までに請求書を提出しないときは、時効によって権利が消滅しますから注意してください。

1 満州、中支、北支等で、昭和16年12月8日以後旧国家総動員法と同様の事情で動員された学生、生徒が業務上負傷し、または病氣にかかり、これが原因で死亡したときは、準軍属として処遇されることになり、その遺族に、弔慰金や遺族給与金等が支給されます。

2 遺族給与金の額が四六、〇〇〇円から六四、四〇〇円に引き上げられます。これは職種で改定しますから請求の必要はありません。

3 遺族の範囲が拡大され、次の遺族に遺族年金等が支給されます。ただし、死亡した者と生計関係があり、援護審査会が議決した場合に限ります。

① 戦没者の死亡の日が昭和22年5月3日以後である場合でも、継父母、嫡母及び入夫婿の妻の父母等。

② 戦没者の事実上の養父母。

③ 戦没者の父または母と内縁

関係にあった者。

4 戦没者の妻が、昭和21年2月1日から昭和27年4月29日までの間に再婚し、同期内にその相手方と死別している場合には、生別の場合と同様遺族年金が支給されます。ただし婚姻前の氏に復して援護審査会が議決した場合に限ります。

5 昭和40年10月増額された、遺族年金、公務扶助料等は、受給者の年齢により段階的に増額されることになっていますが、65才以上の者及び妻子等については41年10月から、その他の者については42年1月から全額支給されます。

6 特別扶助料の支給要件のうち、① 営内に居住すべき者、② 負傷や疾病が昭和19年1月1日前に生じたものであるときは、職務関連が顕著であること(二つの制度が撤廃されました)。

その結果、内地勤務の軍人、準軍人が、昭和16年12月8日以後勤務に関連する負傷または疾病によって在隊中あるいは退職後2年(結核精神病は6年)以内に死亡した場合、その遺族が特別弔慰金の支給を受けたときは特別扶助料または特別遺族年金が支給されます。

7 現に、公務扶助料受給中の者に不具廃疾で生計資料を得ることができない成年の子があるときは、扶養遺族加給が認められます。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の実施について

1 昭和41年7月1日右法律の公布施行によって、軍人、軍属、準軍属等で、昭和12年7月7日以後、公務による傷病のため、昭和38年4月1日において、傷病の程度が第五項症以上に該当する者の妻(内縁の妻を含み、事実上離婚の状態にある妻を除く)であって、昭和41年4月1日まで引き続き妻である者に対して、10万円の国債(無利子10年間均等償還)が支給されるものであります。なお、請求期間は、昭和44年6月30日までとなっています。

2 「戦没者等の妻に対する特別給

付金支給法の改正法」援護法の昭和39年10月改正(生別再婚解消妻等)により遺族年金等を受給することとなった戦没者等の妻に対しても、昭和38年4月1日において年金等を受給していた者とみなし、20万円の特別給付金が支給されることになりました。なお本年10月から年金等受給出来るようになる者は、10月以降でない請求出来ません。又請求期間については、昭和39年10月から年金等の受給権が発生した者は、昭和44年6月30日まで、本年10月から権利が発生する者は、昭和44年9月30日までであります。

昭和四二年度県立農業講習所 入所試験要領について

- 一、入所予定人員 三十名
- 二、受験資格
 - ア 高等学校を卒業したものと又は昭和四十二年三月三十一日まで卒業見込の者、または同等以上の学力を有する者。
 - イ 志操堅固で身体強健な者で色神に異状のない者。
 - ウ 右該当者で昭和二十年四月一日以降に生まれた者。
- 三、試験
 - 試験は筆記試験、口頭試問および身体検査を行ないます。
 - ア 筆記試験
 - 国語、数学、社会、理科
 - イ 口頭試問
 - 一般社会常識その他
 - ウ 身体検査
 - 講習生として必要な身体、体力を検査します。
 - 四、試験日時及び場所
 - ア 期日 十一月十五日から十七日までの三日間
 - イ 場所 筑紫郡筑紫野町(旧二日市町) 県立農業講習所
 - 五、受験受付
 - 十月一日より十月二十九日まで(細部について経済課にておたづね下さい)

ゆとりある家庭と豊かな社会を築こう

10月17日は貯蓄の日

ゆとりある家庭と豊かな社会を築くために、貯蓄は、欠くことのできないものです。そこで、貯蓄増強中央委員会では、10月17日の「貯蓄の日」を中心に「貯蓄増強十月特別運動」を行なうことにしています。期間は10月1日から10月31日までです。日常生活のなかでは、いっつ

もなく消費面を合理化し、家計を計画化することが肝心です。このためには、家計簿をつけることが最もたいせつでしょう。

教育、住宅建築、老後の生活安定、営農など、それぞれの家庭に応じた長期的な目的にあう貯蓄を考えましょう。

今月の税金

町県民税 第2期分
 納期限 10月25日
 期限内に納めましょう

老人検診のおしらせ

老人福祉法に基づき、次のとおり老人検診を実施しますので、健康であると思われる方でも是非受診ください。

記

資格者 満六五才以上の方に限り
 ます。(六四才以下の方は成人病検診で受診のこと)

検診料 無料

日時及び場所

10月12日 浅木小学校講堂
 (浅木校区各部落)

10月13日 島岡小学校講堂
 (島津、若松、鬼津、松の本、道管、尾崎)

10月14日 遠賀町公民館本館
 (別府、千代丸、今古賀、遠賀川、旧停、広渡)

○受付時間
 各会場共 午後1時30分～3時
 ※三会場を部落割当てしていますが都合の悪い方は、三日間の内、どの会場でも結構ですから受診ください。
 なお一般検診の結果、精密検査を要する方については、後日更に無料で検診を行います。

巡回婦人相談が実施されます

福岡県婦人相談所では「社会を明るくする運動」の一つとして、つぎのとおり巡回婦人相談を行ないますのでおしらせします。

日時 10月20日(木)
 11時～16時

場所 水巻町市民会館

目的 婦人であるため人にいわれない悩みごとで困っている人の相談

例えば、夫婦、家庭、戸籍、職業、金銭、子供、病氣、結婚、離婚等の問題

秋の交通安全福岡県民運動

期間 10月11日～10月20日

人命を尊重し、交通事故防止、とくに歩行者の交通事故の絶滅をはかるため、すべての歩行者、運転者、運転者雇い主の方々は正しい交通のルールを習いつけ、交通安全思想を高めましょう。

ヘルメットを

かぶりましょう

本年一月から八月末まで福岡県下の交通事故による死亡者の四

三、三〇(一五四人)は、二輪車を運転または同乗中の人でした。その死亡原因の大部分は、頭を強く打つ頭部骨折、脳内出血等によるものです。若しこの人たちがヘルメットをかぶっておれば死なずにすんだでしょう。

二輪車に乗るときは、万一の場合に頭を保護するため必ずヘルメットをかぶってください。

苦情を解決して

明るい生活を

「巡回行政相談」を開設

行政管理庁、九州管区行政監察局では、行政上の問題で困っておられる人や、苦情、不満などのある人の相談に応じ、問題を解決して明るい生活がおくれるよう、次のとおり「巡回行政相談」を開設しますので問題がある人は、一人でクヨクヨ思いをせず、行政相談で解決されるようおしらせします。

記

一、日時 昭和41年10月7日(金)
 9時～16時

一、場所 遠賀町公民館

なお今までに行政相談によって「あっせん解決」した問題は多種多様ですがその中の一事例を参考までにおしらせします。

一過大に請求

さたれ度数料

石山さんは、数年前から電話に加入していますが、最近1ヶ月分の電話請求書の度数料が、いつもの3倍になっていましたので、電

申出を受けた行政監察局は、直ちに電報電話局に対し、その旨連絡しましたが、その結果テストが行なわれ、機械が故障していることがわかりました。

そこで過去3ヶ月の平均使用度数を出して当月分を算出したところになりました。

これは、本町の話ではありませんが、このような話に限らず、みなさんの疑問や、困りごとは、えんりよなく行政監察局または行政相談委員(尾崎、高崎博愛氏)に申し出てください。

